

環境審議会への諮問事項の概要について

平成 17 年 1 月 31 日
環境保全領域水環境グループ

1 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく暫定排水基準の見直しについて

見直しの必要性

排水基準を定める省令の一部を改正する省令が一部改正（平成 16 年環境省令第 16 号。以下「改正省令」という。）され、平成 16 年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の 3 項目に係る暫定排水基準の適用が一部の業種において削除されたこと。

また、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令が一部改正（平成 16 年環境省令第 24 号、以下「技術基準省令」という。）され、平成 17 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、一般廃棄物の最終処分場等に適用される「ほう素及びその化合物」等の暫定排水基準値が本則中に「当分の間」として記載されたこと。

見直しの内容

改正省令により暫定排水基準の適用対象から削除された業種について、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 8 年福島県規則第 75 号。以下「生環条例規則」という。）で定める暫定排水基準の適用対象から削除する。

生環条例規則に定める暫定排水基準の適用対象から削除する業種は、「ほう素及びその化合物」については、電子部品製造業の 1 業種、「ふっ素及びその化合物」については、石英ガラス製造業、電子管製造業、半導体製造業、電子部品製造業の 4 業種、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については、半導体製造業、電子部品製造業の 2 業種とする。

また、技術基準省令に伴い、「ほう素及びその化合物」に係る一般廃棄物の最終処分場等を新たに生環条例規則で定める暫定排水基準の適用対象とする。

生環条例規則で定める暫定排水基準の適用期間は、改正省令と同様に、平成 19 年 6 月 30 日までとする。

2 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例に基づく暫定排水基準の見直しについて

見直しの必要性

改正省令により、ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準の適用が一部の業種において削除されたこと。

見直しの内容

改正省令により、暫定排水基準の適用対象業種から削除された業種について大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）に定める暫定排水基準の適用対象から削除する。

上乗せ条例の暫定排水基準の適用対象から削除する業種は、石英ガラス製造業、鉄鋼業（ステンレス酸洗工程を有するもの）、電子管製造業、半導体製造業、電子部品製造業、一般廃棄物処理業（焼却施設）、産業廃棄物処理業（汚泥、廃油、廃プラスチック類の焼却施設）の7業種とする。

上乗せ条例に定める暫定排水基準の適用期間は、改正省令と同様に、平成19年6月30日までとする。

3 平成17年度水質測定計画について

(1) 平成17年度公共用水域水質測定計画について

《測定地点数等》

水 域	測 定 地 点 数		増 減
	平 成 1 6 年 度	平 成 1 7 年 度	
河 川	93 河川 (110 水域) 145 地点	93 河川 (110 水域) 145 地点	-
湖 沼	16 湖沼 (16 水域) 30 地点	16 湖沼 (16 水域) 30 地点	-
海 域	13 海域 (13 水域) 34 地点	13 海域 (13 水域) 34 地点	-
計	122 河川等 (139 水域) 209 地点	122 河川等 (139 水域) 209 地点	-

《水質測定項目》

生活環境項目：前年度と同様、水素イオン濃度（pH）等10項目について測定する

健康項目：前年度と同様、カドミウム等26項目について測定する。

その他の項目：前年度と同様、特殊項目として銅等の5項目、その他の項目としてプランクトン等の9項目について測定する。

なお、これらの項目は、水域の状況に応じてそれぞれ選定し、測定を行う。

《水質測定頻度》

基本的に、前年度と同様であるが「水質モニタリング方式効率化指針」（平成11年環水企第186号環水規第163号環境庁水質保全局長通知）により効率化する。削減にあたっての考え方は次のとおりである。

生活環境項目：基本的には平成16年度の測定頻度を原則とするが、河川で環境基準の設定されていなかった項目等について一部削減する。

健康項目：基本的には平成16年度の測定頻度を原則とするが、過去10年間で1回も環境基準を超えて検出した地点はないので、一部地点について下記の項目の調査頻度を削減する。

A - H g	年4回又は2回測定していた地点を年0回とする。 また、T - H gが検出された場合は測定する。
トリクロロエチレン等揮発性の有機溶剤等	年4回測定していた地点を年2回又は1回とする。
チロム、シジソ、チホソカブ	年4回又は2回測定していた地点を、測定項目が使用される時期を考慮して年1回(6月又は8月)とする。
重金属等	支川で年4回測定から年2回測定とする。

その他の項目：基本的には平成16年度の測定頻度を原則とするが、経年的に変わらない値であり異常値を示さない一部の項目及び地点について削減する。

《その他の調査》

その他の調査として、前年度に引き続いて、要監視項目とトリハロメタン生成能の測定を行う。

要監視項目の測定

クロロホルム等29項目（前年度まで実施していた24項目に新たに要監視項目として追加された塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン及びウランの5項目を一部地点で追加）の測定を行い、知見の集積に努める

測定地点数等 11河川14地点

トリハロメタン生成能の測定

水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために測定を行う。

測定地点数 13河川15地点

(2)平成17年度地下水の水質測定計画について

《測定地点数概要等》

区 分		測定地点数			測定項目数		
		H 16	H 17	増 減	H 16	H 17	増 減
概況調査	メ ッ シ ュ	30	31	1	750	775	25
	有害物質使用等工場・事業場	41	40	1	278	253	25
定期モニタリング調査		204	201	3	1,139	1,112	27
合 計		275	272	3	2,167	2,140	27

《調査の種類等》

概況調査（メッシュ調査）

ア 測定地点数

県内を概ね10Km四方のメッシュに区分して、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュ（113地点）を調査する。

平成17年度は、31メッシュ31地点で調査を実施する。

イ 測定項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうちアルキル水銀を除く25項目を調査対象項目とする。

概況調査（有害物質使用等工場・事業場周辺調査）

ア 測定地点数

有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近の井戸を選定して、平成17年度は40地点について調査を実施する。

イ 測定項目

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定する。

定期モニタリング調査

ア 測定地点数

平成元年度から平成16年度までに実施した調査の結果、汚染が認められた地区の井戸について調査を実施する。

定期モニタリング調査の前年度との相違点は、次のとおりである。

- ・ 3年間連続して環境基準以下等のため調査井戸を整理したもの 19地点
- ・ 平成16年度の調査結果から新たに追加するもの..... 16地点
- ・ 平成17年度の調査地点数

(平成16年度地点数) (削減数) (追加地点数) (平成17年度地点数)
 204地点 - 19地点 + 16地点 = 201地点

イ 測定項目

汚染の認められた項目を基本として、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定する。

汚染井戸周辺地区調査

平成17年度の上記1から3の調査の結果等により、新たに環境基準を超える汚染が判明した場合には、その汚染範囲を確認するために周辺井戸調査を行うこととしており、現時点では計上していない。